

平成25年10月25日開催

## 新庄市農業委員会第29回総会議事録

新庄市農業委員会

新庄市農業委員会総会（平成25年10月）議事録

1. 開催日時                   平成25年10月25日（金）午前10時00分
2. 開催場所                   新庄市議会議場
3. 出席委員（18名）

1番 星川 豊	2番 高橋 眞
3番 樋口 彦弥	4番 小嶋 忠昭
6番 星川 勇吉	7番 笹 行也
8番 伊藤 忠男	9番 高橋 和彦
10番 斉藤 純一	11番 吉野 昭男
12番 海藤 芳正	13番 佐藤 喜代志
14番 井上 茂雄	15番 安食 孝一
16番 今田 栄二	19番 渡邊 耕太郎
20番 三原 常男	21番 畠腹 銀蔵

4. 欠席した委員（3名）

5番 清水 清秋  
18番 齋藤 順一

17番 柏倉 嘉門

5. 議事日程

- 日程第 1 議事録署名委員及び会議書記指名  
日程第 2 議案第107号 農地法第3条の規定による許可申請について  
日程第 3 議案第108号 農地法第5条の規定による許可申請について  
日程第 4 議案第109号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
日程第 5 議案第110号 農用地利用集積計画について  
日程第 6 報告第 76号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について  
日程第 7 報告第 77号 2アール未満農地転用届出について  
日程第 8 報告第 78号 農業者年金に関する裁定請求書等の確認について

6. 出席した事務局職員

局 長	浅沼 玲子	農地主査	後藤 繁俊
主 査	鏡 彰広	主 事	鈴木 啓太

7. 総会議長

星川 豊

8. 会議の概要

○議長

ただいまより、平成25年度新庄市農業委員会第29回総会を開催します。総会に入りますが、事務局より出席者数の確認をお願いします。

○事務局長

現在の出席委員は18名でございます。選挙による委員の出席は15名、欠席通告者は、新庄地区の齋藤順一委員、萩野地区の柏倉嘉門委員、八向地区の清水清秋委員の3名でございます。従いまして、在任する委員の出席数が選挙による過半数を上回っておりますので、新庄市農業委員会総会会議規則第6条第1項の規定により、本第29回総会が成立していることを御宣告申し上げます。それでは、会長に議長をお願いします。

○議長

それではこれより議事に入ります。まず日程第1、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。新庄市農業委員会総会会議規則第19条第2項に規定する議事録署名委員を慣例により議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

ご異議ないようですので、議事録署名委員に3番の樋口彦弥委員と9番の高橋和彦委員の両名をお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の後藤繁俊君と鏡彰広君を指名いたします。以上で日程第1を終わります。

次に、日程第2、議案第107号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程いたします。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

議案第107号農地法第3条の規定による許可申請につきまして、新庄地区1番から八向地区1番までの9件につきまして、議案書に基づき朗読いたします。

(議案書を朗読し、申請内容を説明。)

なお、農地法第3条第2項各号の審査基準に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。ご審議の程よろしくをお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの提案に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果について報告をお願いします。それでは、新庄地区の1番について調査報告をお願いします。

○19番

議案第107号農地法第3条の規定による許可申請につきまして、新庄地区1番についてご報告させていただきます。調査月日は、10月20日です。記載のとおり間違いありませんでしたのでよろしくお願いします。

○議長

はい、ご苦労様でした。同じく新庄地区2番について調査報告をお願いいたします。

○9番

新庄地区2番につきまして、10月18日、調査した結果をご報告いたします。本人に電話確認した結果、△△△△さん、△△△△さんは、親子関係であり、農業経営移譲年金受給のための再設定ということで間違いありません。よろしくお願いします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、新庄地区3番について調査報告をお願いいたします。

○19番

新庄地区3番について、10月21日に調査いたしました。結果、何ら問題ありませんでしたのでよろしくお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、新庄地区4番について調査報告をお願いいたします。

○19番

調査月日ですけれども、10月20日です。親子間の所有権移転でありまして、何ら問題ありませんでしたのでよろしくお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、萩野地区に入ります。萩野地区1番について調査報告をお願いいたします。

○4番

萩野地区1番について、ご報告いたします。10月21日に調査確認の結果、親子関係で経営移譲年金受給のための再設定ということで、問題ありませんでしたので、よろしくお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、萩野地区の2番について調査報告をお願いいたします。

○3番

10月20日に調査確認したところ、親子関係で問題ありませんでしたので、よろしくお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、萩野地区の3番について調査報告をお願いいたします。

○3番

10月20日に調査確認したところ、問題ありませんでしたのでよろしくお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、萩野地区の4番について調査報告をお願いいたします。

○3番

10月20日に調査確認したところ、住所は違いますが親子関係で問題ありませ

んでしたので、よろしくお願ひします。

○議長

はい、ご苦勞様でした。次に、八向地区に入ります。八向地区の1番について調査報告をお願ひいたします。

○10番

八向地区1番につきまして、10月20日現地調査をいたしました。△△さんは親子関係であり経営移譲年金受給のための貸し借りでございます。なお、農地は適正に管理されておりますので問題ないと思われまゝるので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長

はい、ご苦勞様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めまゝ。それでは、お諮りいたします。議案第107号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり決することに異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めまゝ。よつて、議案第107号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり可決決定されました。

次に、日程第3、議案第108号農地法第5条の規定による許可申請についてを上程いたします。それでは事務局より議案の朗読と説明をお願ひします。

○事務局

議案第108号農地法第5条の規定による許可申請について、新庄地区、萩野地区で各1件づつございましたので、議案書に基づき朗読しご提案申し上げます。

(議案書を朗読し、申請内容を説明)

以上、2件ご提案申し上げます。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長

はい、ご苦勞様でした。ただいまの提案に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果について報告をお願ひします。それでは、新庄地区の1番について調査報告をお願ひし

ます。

○9番

議案第108号農地法第5条の許可申請について、新庄地区1番の調査した結果をご報告いたします。10月19日、双方に電話し現場確認いたしました。場所は、松枝公民館の前の畑です。△△さんが、以前より効率的な利用ということで、不動産会社に仲介を依頼していたものであります。今回、住宅新築する△△さんに譲渡するもので、適切であると思います。よろしくお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、萩野地区1番について調査報告をお願いいたします。

○3番

萩野地区1番について、10月20日に調査確認したところ、問題ありませんでしたので、よろしくお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第108号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第108号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり可決決定されました。

次に、日程第4、議案第109号農地法第18条第6項の規定による通知についてを上程いたします。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

議案第109号農地法第18条第6項の規定による通知について、新庄地区で1件ございます。議案書に基づき朗読いたします。

(議案書を朗読し、申請内容を説明)

以上、新庄地区1件につきまして、ご提案申し上げます。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長

ただいまの提案に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果について報告をお願いします。それでは、新庄地区の1番について調査報告をお願いします。

○20番

10月20日に、双方に電話連絡し調査確認いたしました。契約期間が24年の4月から5年間でしたけれども、後で農用地利用集積計画に出ますけれども、小作を解除し売買に至るという内容でした。事由は詳細のとおりであります。問題ありませんでしたのでよろしくお願ひいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第109号農地法第18第6項の規定による通知については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、異議なしと認めます。よって、議案第109号農地法第18条第6項の規定による通知については、原案のとおり可決決定されました。

次に、日程第5、議案第110号農用地利用集積計画についてを議題に供します。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

議案第110号農用地利用集積計画について、新庄地区1番から八向地区1番までの5件について議案書に基づいて朗読説明いたします。

(議案書を朗読し、個別の農用地利用集積計画の要請内容を説明)

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議の程よろしくお願ひいたします。

○議長

どうもご苦労様でした。ただいま事務局より説明のあった、賃借権設定3件、所有権移転2件について、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第110号農用地利用集積計画について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第110号農用地利用集積計画については原案のとおり可決決定されました。

それでは、これより報告案件に入ります。日程第6、報告第76号農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを上程します。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

報告第76号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、新庄地区1番から八向地区2番までの9件につきまして、議案書に基づきご報告いたします。

(議案書を朗読し、報告内容を説明)

以上、9件につきましてご報告いたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの報告第76号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第76号農地法第3条の3第1項の規定による届出については、原案のとおり可決承認されました。

次に、日程第7、報告第77号2アール未満農地転用届出についてを上程します。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

報告第77号2アール未満農地転用届出について、稲舟地区で1件ございましたので、議案書に基づき朗読し、ご報告申し上げます。

(議案書を朗読し、報告内容を説明)

以上、ご報告申し上げます。

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの報告第77号2アール未満農地転用届出について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第77号2アール未満農地転用届出については、原案のとおり可決承認されました。

次に、日程第8、報告第78号農業者年金に関する裁定請求書等の確認についてを上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

報告第78号農業者年金に関する裁定請求書等の確認について、稲舟地区1件、萩野地区1件ございます。議案書に基づきご説明いたします。

(議案書を朗読し、報告内容を説明)

以上、ご報告いたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの報告第78号農業者年金に関する裁定請求書等の確認について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第78号農業者年金に関する裁定請求書等の確認については、原案のとおり可決承認されました。

以上をもちまして、本日の審議並びに報告事項について可決決定並びに承認されました。

これをもちまして、新庄市農業委員会第29回総会を閉会いたします。

本総会議事録は、新庄市農業委員会会議規則第18条の規定によりこれを作成し、その次第に相違ないことを証明するため茲に署名する。

平成25年10月25日

新庄市農業委員会

議事録署名委員 樋口 彦 弥

議事録署名委員 高橋 和 彦